

発注者の視点を考慮した総合評価落札方式の 適用課題に関する研究

北海道開発局 ○倉内公嘉^{*1}北海道大学 高野伸栄^{*2}北海道大学 野尻高志^{*3}

By KURAUCHI Kimiyoshi, TAKANO Shin-ei, NOJIRI Takashi

本研究は、H15年度発注の総合評価落札方式適用工事に係わる技術提案の審査、ペナルティ、導入効果、今後のあり方等について、発注者にアンケート調査を行うことにより、これらに係わる発注者側の意向を明らかにするとともに、H14年度に北海道開発局が発注した入札時VE及び総合評価落札方式適用工事に対する受注者アンケート調査との比較を行うことにより、受発注者間の双方の視点からの総合評価落札方式の問題点、それらの相違、あるいは要望などを明確にしようとするものである。

この結果、全体としては両者とも本方式適用に対する肯定的意見を持っていることが明らかとなった。しかし、「適用工事、評価項目等の慎重な検討」、「手続きの負担軽減のための発注者側体制の充実」、「受注者側へのインセンティブの拡大」、「透明性、公平性のPR方法の工夫」など様々な問題が指摘されていることも把握できた。

【キーワード】総合評価落札方式、VE、受発注者比較

1. はじめに

本研究は、H14年度北海道開発局が発注した入札時VE及び総合評価落札方式適用工事に対する受注者アンケート調査¹⁾を踏まえ、H15年度発注の総合評価落札方式の適用工事に係わる技術提案の審査、ペナルティ、導入効果、今後のあり方等について、発注者に対してアンケート調査を行い、発注者側の意向を明らかにするとともに、昨年度調査との比較を行うことにより、受発注者間の双方の視点からの総合評価落札方式の問題点、それらの相違、あるいは要望などを明確にしようとするものである。

2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格だけでなく、価格と価格以外の要素を総合的に判断して落札者を決定する方式である。この利点は、入札参加企業の積極的

な技術提案による技術面での競争に基づく価格の低減及び入札の透明性・公平性を実現しようとするものである。

3. アンケート実施概要

アンケート調査はH15年度実施の約120件の総合評価落札方式適用工事に対して行った。アンケートの対象者は、総合評価落札方式に携わった北海道開発局の職員で、技術（調整）管理官及び、実際に評価項目の設定等の検討を行った事務所担当課長、事務所担当副長、本部担当補佐等である。なお、複数の工事を担当した者には、代表的な1件についてのみ回答してもらった。

その結果、58件の適用工事について、回答を得た。なお、アンケートの回答は、事前に作成したインターネット上のアンケートプログラムにアンケート回

*1 国土交通省北海道開発局 011-709-2311

*2 北海道大学工学研究科 011-706-6205

*3 // 011-706-6208

答者に直接アクセスして回答してもらった。

4. アンケート内容

(1) アンケート項目

- ① 評価項目について
- ② 技術提案の審査について
- ③ 技術評価の加算点（10点）について
- ④ 技術提案の不履行によるペナルティについて
- ⑤ 総合評価落札方式導入による効果について
- ⑥ 総合評価落札方式の今後のあり方について
- ⑦ フリーアンサー

(2) アンケートの調査結果とその評価

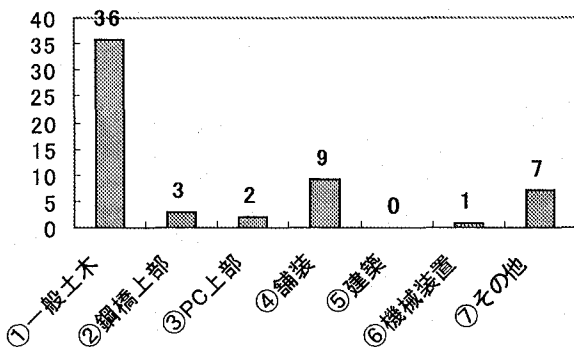


図1.工事種別区分

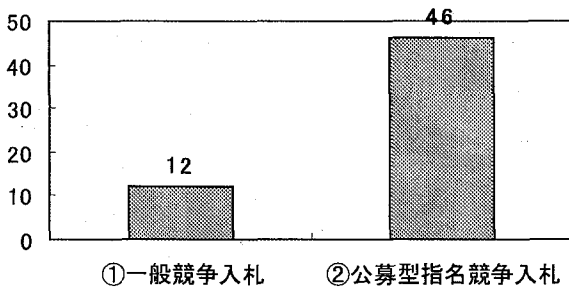


図2.入札方式区分

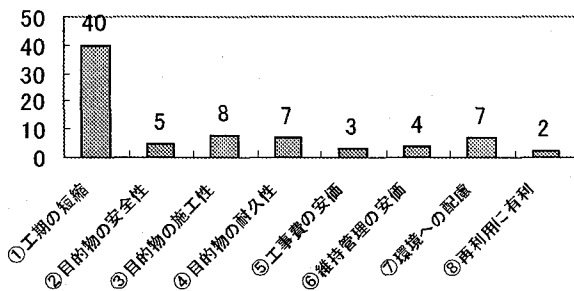


図3.当該工事の評価項目

工事種別区分では図1～図3に示すように、一般土木、入札方式区分では公募型指名競争入札、当該

工事の評価項目では工期の短縮が圧倒的に多かったことが分かる。

図4-A、Bは当該工事の評価項目の妥当性についての受注者、発注者両者の意見を表したものである。（なお、受注者、発注者双方の回答結果は対象工事、時期の相違により、完全に対比できるものではないが、ここではこれを比較可能なものとして分析を行った。）これによると、受注者側の方が評価項目が適当であるとするものが多かったことがわかる。発注者側からは評価項目の設定段階で有識者や専門家の助言を求めるなど評価項目の設定に対するさらなる検討が必要であるという意見が28%に及んでいる。

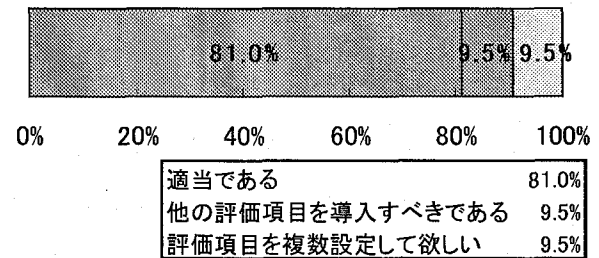


図4-A 評価項目の妥当性（受注者）

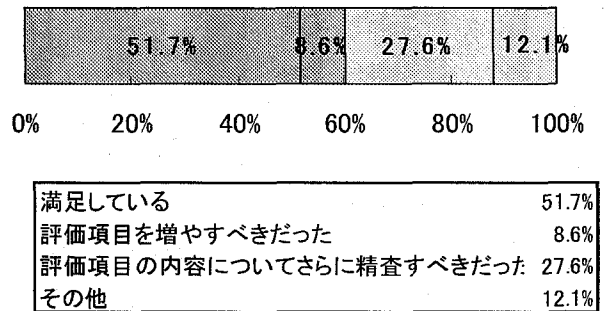


図4-B 評価項目の妥当性（発注者）

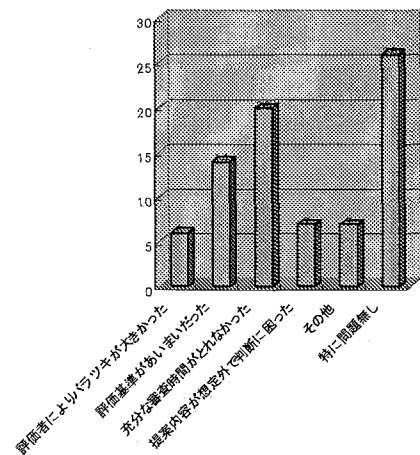


図5 審査する上での問題点（発注者）

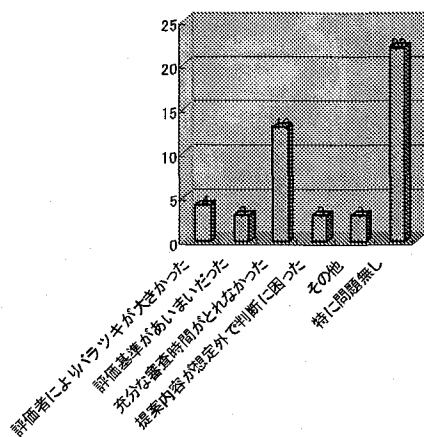


図5-A 評価項目が工期短縮の場合の問題点
(発注者)

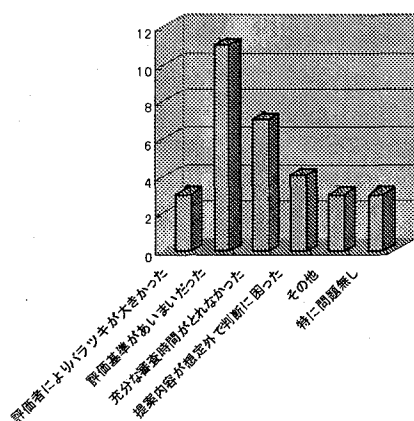


図5-B 評価項目がその他の場合の問題点
(発注者)

図5は審査する上での問題点をまとめたものであり、図5-A、Bはその問題点を評価項目別に見たものである。

評価項目が工期短縮の工事では、全体でまとめたものと同様に、審査する上で「特に問題なし」が多かったのに対し、その他の評価項目では、「評価基準があいまいだった」が最も多くあげられ、審査体制あるいは評価項目のさらなる検討の必要性が感じられた。

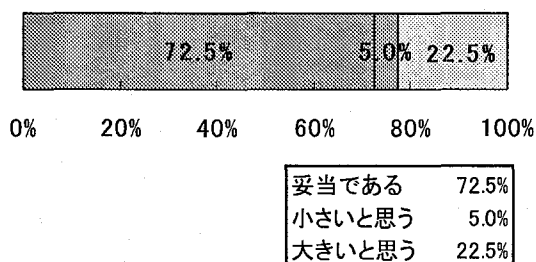


図6-A 技術評価の加算点について（受注者）

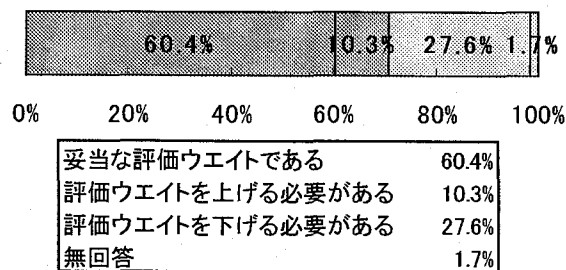


図6-B 技術評価の加算点について（発注者）

図6-A、Bは技術評価の加算点（10点）についての受注者、発注者両者の意見をまとめたものである。両者とも加算点は妥当であるという意見が過半数を超えているが、加算点の変更を求める声も多く聞かれた。評価ウエイトを上げる必要があると思っている理由としては「結局、技術ではなく価格競争になっている」という意見が最も多い。また、評価ウエイトを下げる必要がある理由としては「当該工事の工事規模では大きすぎる」「当該工事の評価項目の内容に見合っていない」などの意見が聞かれた。

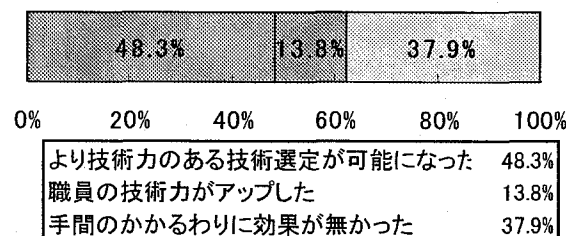


図7 本方式により得られた効果（発注者）

図7から分かるように、本方式適用により何らかのメリットがあったという意見が過半数を占めた。しかし、労力の割にさほど効果があがらなかったという意見も約4割に上った。その理由として最も多かったのが受注者側からの画期的な技術提案が見られなかったということである。

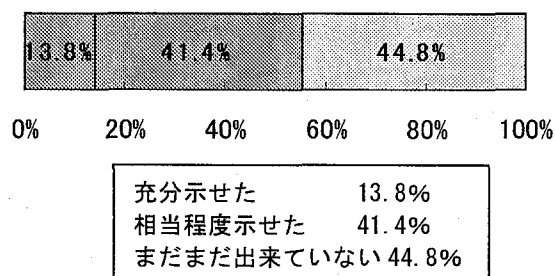


図8 透明性、公平性の実現について（発注者）

図8は本方式の主要な目的の一つでもある本方式が一般の人々へ入札、落札段階での透明性、公平性の実現ができたかということであるが、半数弱の方がまだまだ示せていないと思っている。改善方法としては「インターネットなどを活用し情報公開やPRを行う」「評価項目の設定、技術審査に一般有識者等の参加を求める」などがあげられた。

図9-A、Bは本方式に対する受注者側、発注者側の今後の方針をまとめたものである。両者を比較すれば分かるように、発注者側よりも受注者側の方が本方式適用に意欲的である。しかし両者共通して感じていることとして、本当に本方式に適している工事のみに適用していくべきということがあげられた。今後はより検討を重ねて適用を進めていくことが必要と思われる。

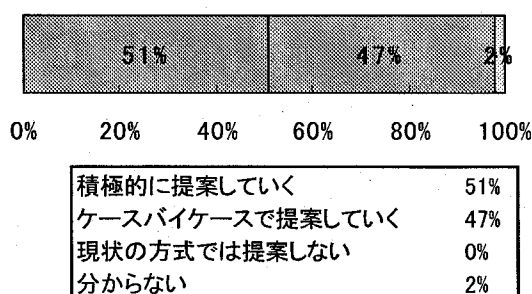


図9-A 今後の会社の方針（受注者）

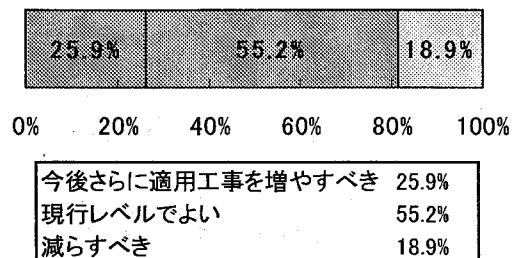


図9-B 今後の適用工事について（発注者）

5. おわりに

昨年行われた受注者側の調査と本年度実施の発注者調査の比較を行った結果、全体としては両者とも本方式適用に対する肯定的意見を持っていることが明らかとなった。しかし、「適用工事、評価項目等のさらに慎重な検討」、「手続きの負担軽減のための発注者側体制の充実」「受注者側へのインセンティブの拡大」、「透明性、公平性のPR方法の工夫」など様々な問題が指摘されていることも把握できた。

今後これらの問題を受注者、発注者両者の間で意見交換を重ね、できるだけ早急に改善し、本格的な適用に向けて努力していくことが求められる。

なお、本研究は北海道土木技術会建設マネジメント研究委員会VE小委員会での議論によるところが大きい。ここに記し感謝の意を表する。

参考文献

1) 今泉・片倉・高野：「受注者の視点を考慮した入札時VE及び総合評価落札方式の適用課題に関する研究」, 第21回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集

A Study on the Problems about the Comprehensive Evaluation Bid System Considering Opinion of Orderer

By Kimiyoshi KURAUCHI, Shin-ei TAKANO, Takashi NOJIRI

Based on the survey to contractor last year, in this research the questionnaire to orderer about the problems of the comprehensive evaluation bidding system was implemented. Thereby, the inconsistency of the opinion between contractor and orderer, the problem or request are analyzed and clarified.

Both contractor and orderer have affirmative opinion for this system application. However, it is clear that various problems such as "a still more prudent examination of application construction, evaluation criteria, etc.", "Preparedness of the orderer side organization for the reduction of incidence of procedure", and "a device of the PR method of transparency and fairness", also remain. It need that opinion exchanges are repeated between contractor and orderer and these problems will be improved as immediately as possible.